



# 大津市公報

令和2年7月2日  
号外(第50号)

発行所 大津市役所  
発行人 大津市  
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

目次	
○ 条 例	
45 大津市議会政務活動費交付条例の一部を改正する条例	1

## 条 例

大津市議会政務活動費交付条例の一部を改正する条例を公布する。

令和2年7月2日

大津市長 佐藤 健 司

### 大津市条例第45号

大津市議会政務活動費交付条例の一部を改正する条例

大津市議会政務活動費交付条例(平成13年条例第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(交付額及び交付の方法) <b>第3条</b> 会派に対する政務活動費は、各月1日(以下「基準日」という。)における当該会派の所属議員数に月額70,000円を乗じて得た額を毎年度上半期及び下半期(以下「交付期」という。)の2回に分けて交付する。 2 政務活動費は、上半期分を5月(4月に議員の任期が満了する年度にあつては4月)に、下半期分を9月に、それぞれ当該期に属する月数分(交付期の途中(10月1日を含む。以下同じ。)において議員の任期が満了する場合は、任期満了日の属する月までの月数分)を交付する。 3～5 一略— (所属議員数の異動に伴う調整) <b>第4条</b> 政務活動費の交付を受けた会派が、交付期の途中において所属議員数に異動が生じた場合は、異動が生じた日の属する月の翌月(その日が基準日にあたる場合は、当月)の末日までに、既に交付した政務活動費の額が異動後の議員数に基づいて算定した政務活動費の額を下回るときは、当該下回る額を追加して交付し、既に交付した額が異動後の議員数に基づいて算定した額を上回るときは、会派は、当該上回る額を返還しなければならない。 2 一略—	(交付額及び交付の方法) <b>第3条</b> 会派に対する政務活動費の月額は、各月1日(以下「基準日」という。)における当該会派の所属議員数に70,000円を乗じて得た額を限度とする。 2 政務活動費は、毎年度上半期及び下半期(以下「交付期」という。)の2回に分けて交付するものとし、上半期分を5月(4月に議員の任期が満了する年度にあつては4月)に、下半期分を9月に、それぞれ当該期に属する月数分(交付期の途中(10月1日を含む。以下同じ。)において議員の任期が満了する場合は、任期満了日の属する月までの月数分)を交付する。 3～5 一略— (所属議員数の異動等に伴う調整) <b>第4条</b> 政務活動費の交付を受けた会派が、交付期の途中において所属議員数の異動その他の事由(以下「異動等」という。)により既に交付した政務活動費の額に変更が生じた場合は、異動等が生じた日の属する月の翌月(その日が基準日にあたる場合は、当月)の末日までに、既に交付した政務活動費の額が異動等による変更後の政務活動費の額を下回るときは、当該下回る額を追加して交付し、既に交付した政務活動費の額が異動等による変更後の政務活動費の額を上回るときは、会派は、当該上回る額を返還しなければならない。 2 一略—

### 附 則

- この条例は、公布の日から施行する。
- 改正後の大津市議会政務活動費交付条例の規定は、この条例の施行の日以後に交付される政務活動費について適用し、同日前に交付された政務活動費については、なお従前の例による。